要保存

保護者様

令和4年2月10日

横浜市立大正中学校 校長 佐藤 典之

風水害・大地震等の「警報」発表及び火山災害における 生徒の安全確保について

横浜市内に 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「火山災害」 が発令された場合、生徒のより一層の安全確保のための対応について、大正中学校では次のような処置を執ります。一部変更点がありますのでご確認ください。

- ★横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」及び「降灰予報」による全市一斉の「臨時に休業」の措置を<u>午前6時</u>の段階で発表継続中の場合としました。
- ★交通機関の**計画運休**に関する取り扱いについて記載しました。

「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」発表時の判断について

- 〇<u>登校前</u>に、横浜市内(神奈川県全域又は神奈川県東部または横浜・川崎)に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が<u>午前6時の段階で発表継続中の場合</u>は、生徒の安全確保のため全市一斉に「臨時に休業」と致します。一日家庭学習となります。
- *特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)
- 〇「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、学校や地域の状況に応じて、適切な措置を講じます。
- 〇<u>登校後</u>、「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」又は「避難勧告」が発表された場合は、学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じます。

市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合

- 〇発生の際は、直ちに授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで、<u>学校で預かる</u> (留め置く) 措置をとります。
- *震度5弱以下の地震でも、学校長の判断で預かり、引き渡しが必要となる場合があります。また、学校で預かる(留め置く)際や集団下校させる際には、メール配信等で保護者に連絡します。

火山災害、降灰時等における学校の対応

*火山災害については「風水害」を「火山災害」に置き換えて対応します。

- <u>〇登校前</u>に市域内への「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全確保のため、休校措置 を講じます。
- ○<u>登校後</u>に市域内への「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全確認を行った後、原則として、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かり(留め置き)ます。(地震に対する対応に準じます。)
- ※軽微な降灰などで、生徒の安全確保や学校活動に支障がない程度の降灰の場合は、学校長の判断により、学校活動を継続・再開することがあります。

交通機関の計画運休に関する取り扱いについて

〇市内鉄道会社**全社**(JR線、東急線・みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄、相 鉄線、横浜シーサイドライン)の**計画運休**が判明した場合には、**休校**とします。